

平成 25 年 1 月 30 日
株式会社日本取引所グループ

定例記者会見資料

1. 平成 25 年 3 月期第 3 四半期決算について
2. 平成 25 年 3 月期業績予想等の上方修正について
3. 中期経営計画（2014 年 3 月期-2016 年 3 月期）の基本方針について
4. 現物市場、清算機能の統合に伴う関連諸制度の整備について
5. 東京大学との共同研究第一弾について

以 上



平成25年3月期 第3四半期決算短信 [日本基準] (連結)

平成25年1月30日

上場会社名 株式会社日本取引所グループ
(旧 株式会社東京証券取引所グループ)

上場取引所 東・大

コード番号 8697

URL <http://www.jpx.co.jp/>

代表者(役職名) 取締役兼代表執行役グループCEO (氏名) 斎藤 悅

問合せ先責任者(役職名) 広報・IR部長 (氏名) 多賀谷 彰 TEL 03(3666)1361

四半期報告書提出予定日 平成25年2月13日

配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無：有

四半期決算説明会開催の有無：無

(百万円未満切捨て)

1. 平成25年3月期第3四半期の連結業績 (平成24年4月1日～平成24年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
25年3月期第3四半期	45,935	—	10,652	—	12,705	—	7,313	—
24年3月期第3四半期	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 包括利益 25年3月期第3四半期 8,508百万円 (−%) 24年3月期第3四半期 一百万円 (−%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
25年3月期第3四半期	3,216.57	—
24年3月期第3四半期	—	—

※当社は、公開買付けにより(株)大阪証券取引所の株式の66.67%を取得した結果、同社を連結子会社としたことから、当第3四半期連結会計期間より同社の損益を含んでおります(平成24年10月1日から平成24年12月31日までの3か月間)。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
25年3月期第3四半期	917,583	152,324	14.2
24年3月期	—	—	—

(参考) 自己資本 25年3月期第3四半期 130,693百万円 24年3月期 一百万円

※当社グループには、証券取引等の安全性を確保するための諸制度に基づく清算預託金等が資産及び負債に両建てで計上されております。清算預託金等は多額かつ日々変動することから、上記の金額は大きく影響を受けます。清算預託金等を除いた当社グループの財政状態につきましては、添付資料P.2「1. 当四半期決算に関する定性的情報(2)連結財政状態に関する定性的情報」をご参照ください。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
24年3月期	円 銭 —				
25年3月期	—	—	—	—	—
25年3月期(予想)				70.00	70.00

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無：有

3. 平成25年3月期の連結業績予想 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	67,500	—	15,500	—	17,500	—	9,500	—	280.39

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無：有

※1株当たり当期純利益については、平成24年4月1日から平成25年3月31日における期中平均株式数(33,881,156株(予定))を基に算出しております。なお、合併以降の平成25年1月1日から3月31日における期中平均株式数(54,906,910株(予定))を基に算出した1株当たり当期純利益は、173円02銭となります。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）： 有
新規 2社 (社名) (株) 大阪証券取引所 新大証設立準備 (株)、除外 一社 (社名) -

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用： 有

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 | : 無 |
| ② ①以外の会計方針の変更 | : 有 |
| ③ 会計上の見積りの変更 | : 有 |
| ④ 修正再表示 | : 無 |

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	25年3月期 3Q	2,300,000 株	24年3月期	2,300,000 株
② 期末自己株式数	25年3月期 3Q	26,260 株	24年3月期	26,260 株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	25年3月期 3Q	2,273,740 株	24年3月期 3Q	2,273,740 株

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に準ずる四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に準ずる四半期連結財務諸表のレビュー手続は終了しておりません。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいて記載したものであり、実際の業績等は、今後の様々な要因により大きく異なる結果となる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 連結経営成績に関する定性的情報	2
(2) 連結財政状態に関する定性的情報	2
(3) 連結業績予想及び配当予想に関する定性的情報	2
2. サマリー情報（注記事項）に関する事項	3
(1) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	3
(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	3
3. 四半期連結財務諸表	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	6
四半期連結包括利益計算書	7
(3) 繼続企業の前提に関する注記	8
(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	8
<参考1>補足説明資料（株式会社東京証券取引所グループにおける連結損益の状況）	9
<参考2>株式会社大阪証券取引所における損益の状況	14

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 連結経営成績に関する定性的情報

株式会社東京証券取引所グループ（以下、「当社」という。）は、公開買付けにより株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」という。）を連結子会社とした後、平成25年1月1日付で合併し、株式会社日本取引所グループが発足いたしました。本合併による株式会社日本取引所グループの連結財務諸表は、企業結合に係る会計基準に基づき、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の連結財務諸表を引き継ぐこととなるため、本決算短信では当社グループの当第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）の連結業績を記載しております。

なお、当社による大証のみなし取得日が平成24年9月30日であるため、当社グループの当第3四半期連結累計期間の連結業績には、大証の平成24年10月1日から平成24年12月31日までの3か月間のみの損益が含まれております。

当社グループの当第3四半期連結累計期間の連結業績は、営業収益は459億35百万円、営業費用は352億83百万円、営業利益は106億52百万円、経常利益は127億5百万円となりました。

また、合併に係るF A報酬等を特別損失として計上したことなどから、税金等調整前四半期純利益は120億32百万円、税金等調整後の四半期純利益は73億13百万円となりました。

(2) 連結財政状態に関する定性的情報

(資産、負債及び純資産の状況)

資産及び負債には、証券取引等の安全性を確保するための諸制度に基づく清算預託金等（売買・取引証拠金、清算基金及び決済促進担保金から構成されます。）、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金が計上されております。そのうち清算預託金等については、多額かつ清算参加者のポジションや株価の変動などにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、清算預託金等の変動に大きな影響を受けることとなります。

当第3四半期連結会計期間末の資産は9,175億83百万円、また、清算預託金等、信認金及び違約損失積立金を控除した後の資産は2,515億2百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債は7,652億59百万円、また、清算預託金等、信認金及び取引参加者保証金を控除した後の負債は1,239億17百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は1,523億24百万円、また、違約損失積立金を控除した後の純資産は1,243億75百万円となりました。

<参考>

	総資産 百万円	純資産 百万円	自己資本比率 %
平成25年3月期第3四半期	917,583 (251,502)	152,324 (124,375)	14.2 (40.9)

(注) ① 総資産の()内は、総資産から清算預託金等、信認金及び違約損失積立金（以下、「特定資産」という。）を控除して算出した数値であります。

② 純資産の()内は、純資産から違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

③ 自己資本比率の()内は、総資産から特定資産、また純資産から違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

(3) 連結業績予想及び配当予想に関する定性的情報

① 連結業績予想

株式会社日本取引所グループの連結業績予想について、予想数値の前提となる売買代金等を以下のとおり見直し、修正することといたしました。

今回修正予想数値の前提となる通期の1日平均売買代金・取引高については、12月中旬以降の市場環境などを踏まえ、株券（※）が1兆4,000億円、長期国債先物取引が40,000単位、TOPIX先物取引が67,000単位、日経平均株価先物取引が147,000単位（日経225m in i先物取引高は日経平均株価先物取引における取引高へ換算）及び日経平均株価オプション取引が220億円と見込んでおります。

（※）東証市場第一部・第二部及びマザーズ並びに大証市場第一部・第二部及びJASDAQ市場に係る売買代金。

② 配当予想

株式会社日本取引所グループは、取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、連結配当性向を40%程度とすることを目標としております。

上記の方針のもと、平成25年3月期末の1株当たり配当については50円を予定しておりましたが、今回の連結業績予想の修正に伴い、70円に修正いたします。

2. サマリー情報（注記事項）に関する事項

（1）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

（税金費用の計算）

当社の連結子会社である大証は、当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

イ. 会計方針の変更

当社グループは、大証との経営統合を契機に以下の会計方針について見直した結果、第1四半期連結会計期間から新たな会計方針に変更しております。

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社グループは有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間から定額法に変更いたしました。

この変更は、主に次の2つの理由によるものであります。

① 一体で管理・運用しているシステムのハードウエア及びソフトウエアの大半をソフトウエアが占めているため、有形固定資産であるハードウエアの償却方法をソフトウエアと同じ定額法に一致させる方が使用実態に即しております。

② 有形固定資産の維持修繕に係る費用が概ね使用期間に応じて平準的に発生していることから、減価償却費の期間配分も定額法の採用により平準化した方がより経済的実態を反映した期間計算を行うことになります。

この変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は462百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ469百万円増加しております。

（有価証券の評価方法の変更）

当社グループは有価証券（その他有価証券の時価のないもの）の評価方法について、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から売却原価を適時に算定できる移動平均法による原価法に変更いたしました。当該会計方針の変更は遡及適用されております。

なお、この変更による影響はありません。

ロ. 会計上の見積りの変更

当社の関連会社である（株）証券保管振替機構は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、第1四半期連結会計期間から耐用年数の見直しを行っております。

また、当社の連結子会社である（株）東京証券取引所は、システムの移行を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当第3四半期連結会計期間から耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は136百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ200百万円減少しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示に掲記されている当社グループには、大証及び新大証設立準備（株）は含まれておりません。

3. 四半期連結財務諸表
(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成24年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	107,072
営業未収入金	7,851
仕掛品	2,444
売買・取引証拠金特定資産	539,087
清算基金特定資産	88,426
決済促進担保金特定資産	10,000
その他	3,089
貸倒引当金	△10
流動資産合計	757,960
固定資産	
有形固定資産	10,441
無形固定資産	
のれん	48,470
その他	25,284
無形固定資産合計	73,755
投資その他の資産	
投資有価証券	36,245
信認金特定資産	618
違約損失積立金特定資産	27,948
その他	10,791
貸倒引当金	△177
投資その他の資産合計	75,425
固定資産合計	159,622
資産合計	917,583

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成24年12月31日)

負債の部	
流動負債	
営業未払金	2,934
短期借入金	18,870
1年内返済予定の長期借入金	86,399
未払法人税等	1,811
賞与引当金	425
役員賞与引当金	48
預り売買・取引証拠金	539,087
預り清算基金	88,426
預り決済促進担保金	10,000
預り取引参加者保証金	3,209
その他	2,709
流動負債合計	753,922
固定負債	
長期借入金	0
退職給付引当金	7,502
預り信認金	618
その他	3,215
固定負債合計	11,336
負債合計	765,259
純資産の部	
株主資本	
資本金	11,500
資本剰余金	25,358
利益剰余金	92,586
自己株式	△4,332
株主資本合計	125,112
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	5,580
その他の包括利益累計額合計	5,580
少数株主持分	21,630
純資産合計	152,324
負債純資産合計	917,583

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年12月31日)

営業収益	
取引参加料金	17,854
上場関係収入	6,431
情報関係収入	9,024
証券決済関係収入	6,478
その他	6,145
営業収益合計	45,935
営業費用	
人件費	9,039
不動産賃借料	4,250
システム維持・運営費	5,865
減価償却費	7,101
その他	9,026
営業費用合計	35,283
営業利益	10,652
営業外収益	
受取利息	192
受取配当金	778
持分法による投資利益	822
その他	360
営業外収益合計	2,154
営業外費用	
支払利息	77
その他	23
営業外費用合計	101
経常利益	12,705
特別損失	
統合関連費用	672
特別損失合計	672
税金等調整前四半期純利益	12,032
法人税等	4,230
少数株主損益調整前四半期純利益	7,801
少数株主利益	488
四半期純利益	7,313

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年12月31日)

少数株主損益調整前四半期純利益	7,801
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	706
持分法適用会社に対する持分相当額	0
その他の包括利益合計	706
四半期包括利益	8,508
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	8,020
少数株主に係る四半期包括利益	488

(3) 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

<参考1>補足説明資料

当第3四半期連結決算の補足説明として、株式会社東京証券取引所グループ（以下、「当社」という。）における前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の損益状況を併記しております。

なお、当社は公開買付けにより株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」という。）を連結子会社としましたが、当社による大証のみなし取得日が平成24年9月30日であるため、当社グループにおける当第3四半期連結累計期間の連結業績には、大証の平成24年10月1日から平成24年12月31日までの3か月間のみの損益が含まれております。

株式会社東京証券取引所グループにおける連結損益の状況

	24年3月期 第3四半期	25年3月期 第3四半期	増減	前年同期比
営 業 収 益	百万円 39,094	百万円 45,935	百万円 6,841	% 17.5
取引参加料金	14,584	17,854	3,270	22.4
上場関係収入	5,506	6,431	924	16.8
情報関係収入	8,347	9,024	677	8.1
証券決済関係収入	4,960	6,478	1,518	30.6
その他の	5,695	6,145	450	7.9
営 業 費 用	33,104	35,283	2,178	6.6
人件費	8,538	9,039	500	5.9
不動産賃借料	4,004	4,250	245	6.1
システム維持・運営費	4,349	5,865	1,516	34.9
減価償却費	8,547	7,101	△ 1,446	△ 16.9
その他の	7,664	9,026	1,362	17.8
営 業 利 益	5,989	10,652	4,662	77.9
営 業 外 収 益	1,595	2,154	559	35.1
受取利息	84	192	108	127.7
受取配当金	744	778	33	4.5
持分法による投資利益	723	822	99	13.7
その他の	42	360	318	749.2
営 業 外 費 用	56	101	44	78.1
支払利息	39	77	37	94.7
その他の	17	23	6	39.4
経常利益	7,527	12,705	5,178	68.8
特 别 利 益	-	-	-	-
特 別 損 失	0	672	672	-
税金等調整前四半期純利益	7,527	12,032	4,505	59.9
法人税等	3,301	4,230	929	28.2
少數株主利益 又は少數株主損失(△)	△ 93	488	582	-
四 半 期 純 利 益	4,320	7,313	2,993	69.3

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 連結経営成績に関する定性的情報

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の当第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）の連結業績は、取引参加料金及び上場関係収入等が増収となったことに加え、大証を連結子会社としたことなどから、営業収益は459億35百万円（前年同期比17.5%増）、営業費用は352億83百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は106億52百万円（前年同期比77.9%増）、経常利益は127億5百万円（前年同期比68.8%増）となりました。

また、合併等に係るF A報酬等を特別損失として計上したことなどから、税金等調整前四半期純利益は120億32百万円（前年同期比59.9%増）、税金等調整後の四半期純利益は73億13百万円（前年同期比69.3%増）となりました。

<参考>

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
	前第3四半期 連結会計期間末 (平成23年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間末 (平成24年12月31日)	前第3四半期 連結会計期間末 (平成23年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間末 (平成24年12月31日)
TOPIX	706.08ポイント ～874.34ポイント	728.61ポイント	695.51ポイント ～859.80ポイント	859.80ポイント
時価総額※	247兆5,013億円 ～303兆5,304億円	255兆8,553億円	244兆6,619億円 ～300兆7,971億円	300兆7,971億円
日経平均株価	8,160.01円 ～1万137.73円	8,455.35円	8,295.63円 ～1万395.18円	1万395.18円

※ 東証市場第一部、第二部及びマザーズに係る時価総額。

(営業収益の状況)

①取引参加料金

取引参加料金は、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、現物の売買代金及びデリバティブの取引高等に応じた「取引料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の取引参加料金は、TOPIX先物及び長期国債先物の収入が前年同期よりも増加したことに加え、大証を連結子会社としたことにより日経平均株価先物等の収入が計上されたことなどから、前年同期比22.4%増の178億54百万円となりました。

・取引参加料金の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)		増減 (%)
		当第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減 (%)	
取引参加料金	14,584	17,854	22.4	
基本料	637	754	18.4	
取引料	10,812	13,142	21.5	
現物	8,713	9,010	3.4	
東証市場	8,713	8,392	△3.7	
大証市場	—	618	—	
デリバティブ	2,099	4,131	96.8	
TOPIX先物取引	1,020	1,074	5.3	
日経平均株価先物取引	—	814	—	
日経平均株価指数オプション取引	—	825	—	
長期国債先物取引	971	1,268	30.6	
その他	107	148	38.4	
アクセス料	1,959	2,518	28.5	
売買システム施設利用料	1,157	1,399	20.9	
その他	17	39	123.8	

<参考>

- ・株券の売買代金及びデリバティブの取引高等

	1日平均			期間合計		
	前第3四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減 (%)	前第3四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
						増減 (%)
【現物】						
東証市場第一部、第二部 株券売買代金（百万円）	1,255,456	1,190,904	△5.1	232,259,370	222,699,121	△4.1
大証市場第一部、第二部 株券売買代金（百万円）	37,096	25,787	△30.5	6,862,734	4,822,081	△29.7
マザーズ株券売買代金 (百万円)	16,343	13,103	△19.8	3,023,493	2,450,294	△19.0
JASDAQ株券売買 代金（百万円）	20,240	20,170	△0.3	3,744,312	3,771,741	0.7
【デリバティブ】						
TOPIX先物取引高 (単位)	57,028	61,572	8.0	10,550,087	11,513,979	9.1
ミニTOPIX先物取引 高(単位)	2,404	8,740	263.6	444,793	1,634,389	267.4
日経平均株価先物取引高 (単位)	70,866	78,365	10.6	13,110,184	14,654,312	11.8
日経225mini先物取引 高(単位)	447,209	530,765	18.7	82,733,703	99,253,031	20.0
日経平均株価指数オプショ ン取引金額（百万円）	17,311	18,693	8.0	3,202,481	3,495,546	9.2
長期国債先物取引高 (単位)	27,769	36,326	30.8	5,137,286	6,793,008	32.2

②上場関係収入

上場関係収入は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されます。

当第3四半期連結累計期間の上場関係収入は、前年同期よりも新規上場及び上場会社の資金調達額が増加したことなどから、前年同期比16.8%増の64億31百万円となりました。

・上場関係収入の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減 (%)		
				増減 (%)	
上場関係収入	5,506	6,431	16.8		
新規・追加上場料	1,482	2,068	39.5		
年間上場料	4,024	4,363	8.4		

<参考>

- ・上場会社数並びにETF、ETN及びREITの上場銘柄数

(単位：社)

	新規上場会社数			上場会社数		
	前第3四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減	前第3四半期 連結会計期間末 (平成23年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間末 (平成24年12月31日)	増減
【東証市場】						
市場第一・二部	26 (8)	32 (8)	6 (0)	2,112	2,118	6
マザーズ	10 (0)	20 (0)	10 (0)	178	182	4
合計	36 (8)	52 (8)	16 (0)	2,290	2,300	10
【大証市場】						
市場第一・二部※	1 (1)	0 (0)	△1 (△1)	206	199	△7
JASDAQ※	15 (2)	14 (2)	△1 (-0)	955	913	△42
合計	16 (3)	14 (2)	△2 (△1)	1,161	1,112	△49

※東証市場との重複上場会社を除いております。

(単位：銘柄)

	新規上場銘柄数		上場銘柄数		
	前第3四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減	前第3四半期 連結会計期間末 (平成23年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間末 (平成24年12月31日)
					増減
【東証市場】					
E T F	5	5	0	106	113
E T N	10	0	△10	10	10
R E I T	0 (0)	4 (0)	4 (0)	34	37
【大証市場】					
E T F	1	2	1	17	19
					2

(注) () 内は、新規上場会社・新規上場銘柄のうち、合併や株式移転等により設立された会社・銘柄の新規上場(テクニカル上場)に係る会社・銘柄数。

・上場会社の資金調達額

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減 (%)
上場会社の資金調達額	919,303	1,915,636	108.4

(注) 東証市場における株主割当、公募(新規上場時の公募を含む。)、第三者割当、優先株式、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の権利行使による資金調達の合計金額(上場商品を除く。)。

③情報関係収入

情報関係収入は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収入(相場情報料)を中心に、コーポレートアクション情報を中心とする各種情報の提供及び指数ビジネスに係る収入等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の情報関係収入は、大証を連結子会社としたことなどから、前年同期比8.1%増の90億24百万円となりました。

④証券決済関係収入

証券決済関係収入は、株式会社日本証券クリアリング機構及び大証が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の証券決済関係収入は、株式会社日本証券クリアリング機構が円建て金利スワップ取引の清算業務を平成24年10月9日より開始し、当該業務に係る清算手数料を新たに計上したことなどから、前年同期比30.6%増の64億78百万円となりました。

⑤その他の営業収益

その他の営業収益は、株式会社東京証券取引所及び大証の売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザをつなぐネットワーク回線利用料、売買執行の高速化等を目的として、システムセンター内に取引参加者が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料、国内外の市場とのコネクティビティを多様化し、また情報ベンダーなど取引参加者以外の市場関係者の方々も利用できるプロキシティサービスに係る利用料並びに株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用収入等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間のその他の営業収益は、大証を連結子会社としたことなどから、前年同期比7.9%増の61億45百万円となりました。

・その他の営業収益の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	増減 (%)
その他の営業収益	5,695	6,145	7.9
ネットワーク回線利用料	1,847	2,144	16.1
コロケーション・プロキシティ利用料	944	1,260	33.5
その他	2,903	2,740	△5.6

(営業費用の状況)

当第3四半期連結累計期間の人件費は、大証を連結子会社したことなどから、前年同期比5.9%増の90億39百万円となりました。

不動産賃借料は、東京証券取引所ビル及び大阪証券取引所ビル並びにシステムの開発・運営拠点に係る賃借料等から構成されます。当第3四半期連結累計期間の不動産賃借料は、大証を連結子会社したことなどから、前年同期比6.1%増の42億50百万円となりました。

システム維持・運営費は、株券等の売買システムをはじめとした各種システムの維持及び管理運用に係る費用等から構成されます。当第3四半期連結累計期間のシステム維持・運営費は、大証を連結子会社したことなどから、前年同期比34.9%増の58億65百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間の減価償却費は、前年同期に先物取引のTdex+システムへの移行に伴う旧システムの償却費を計上していたことなどから、前年同期比16.9%減の71億1百万円となりました。

当第3四半期連結累計期間のその他の営業費用は、公開買付けに係るのれんの償却費6億13百万円を計上したことに加え、大証を連結子会社したことなどから、前年同期比17.8%増の90億26百万円となりました。

<参考2>

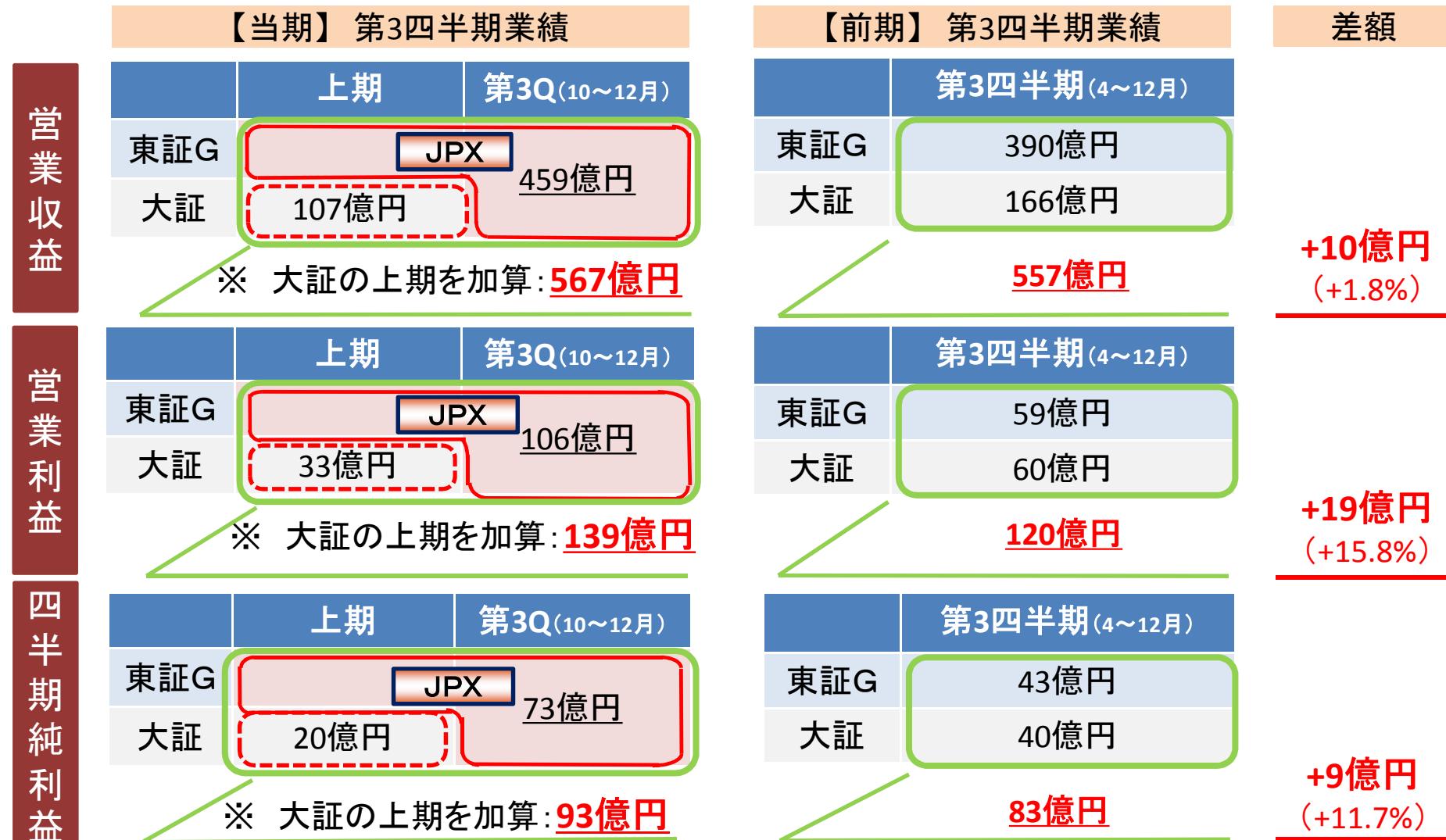
株式会社大阪証券取引所における損益の状況

	24年3月期 第3四半期	25年3月期 第3四半期	増減	前年同期比
営業収益	百万円 16,634	百万円 16,659	百万円 25	% 0.2
販売費及び一般管理費	10,550	11,364	814	7.7
営業利益	6,083	5,294	△ 789	△ 13.0
営業外収益	735	409	△ 325	△ 44.3
営業外費用	21	11	△ 10	△ 48.8
経常利益	6,797	5,693	△ 1,104	△ 16.2
特別利益	20	26	5	25.3
特別損失	-	451	451	-
税引前四半期純利益	6,818	5,267	△ 1,550	△ 22.7
法人税等	2,791	2,012	△ 779	△ 27.9
四半期純利益	4,026	3,255	△ 770	△ 19.1



第3四半期業績(JPXベースでの前年同期比較) イメージ図

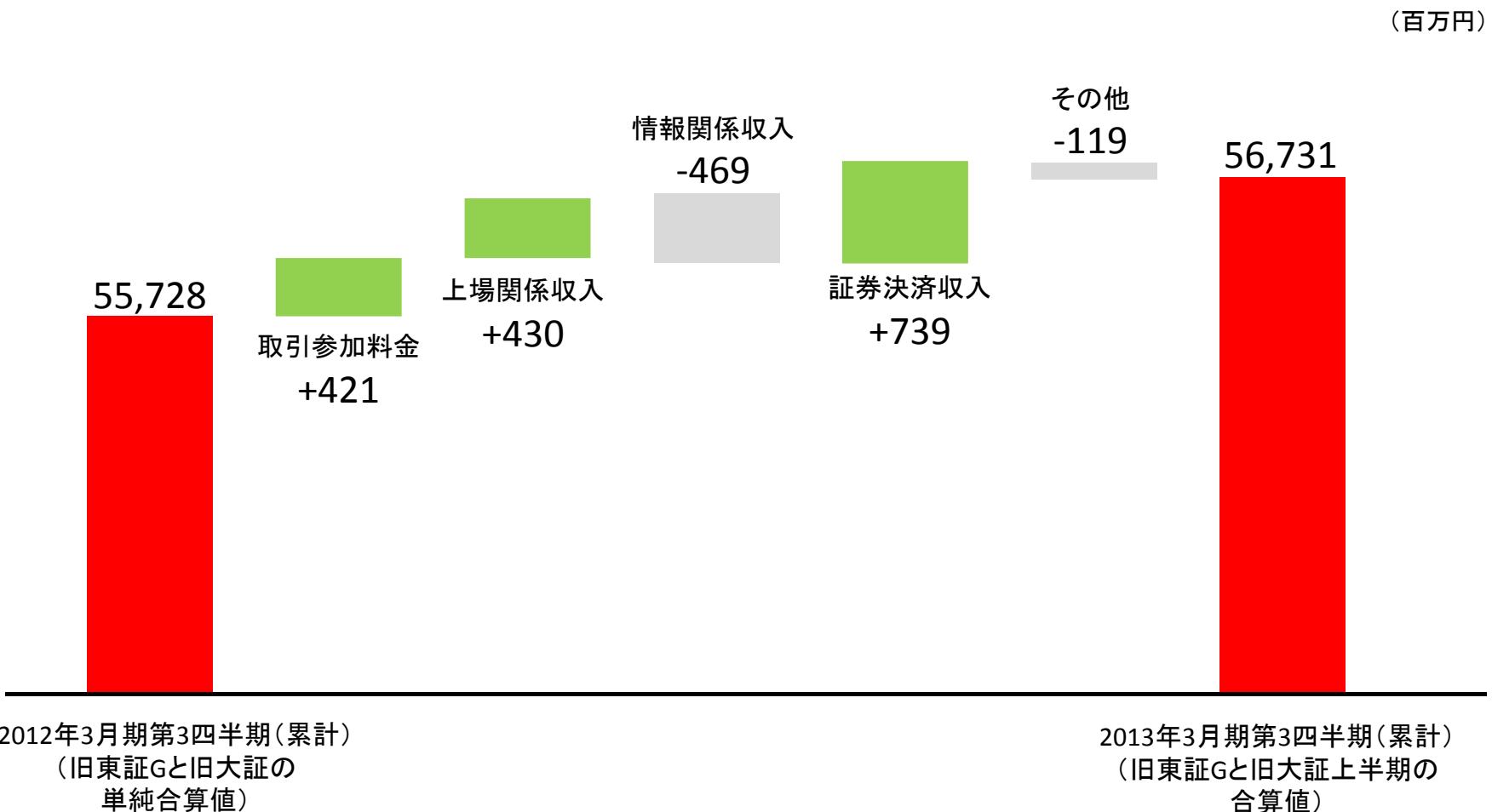
「当第3四半期業績に大証上期業績を加算した数値」と、「前期の東証Gと大証の第3四半期業績の合計値」との比較



本資料は、日本取引所グループの第3四半期業績のイメージをもって頂くために、あくまで参考として、日本取引所グループの第3四半期業績に大証の上期業績を加算した数値と、東証G及び大証の前期第3四半期業績の単純合計との比較を行ったものです。実際の情報とは必ずしも一致しない場合がありますので、予め御承知おきください。

営業収益の状況

- デリバティブ取引がけん引し、取引参加料金および証券決済関係収入は増収
- 上場会社の資金調達額の増加、IPOの増加により上場関係収入は増収





平成 25 年 1 月 30 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 取 引 所 グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 グ ル ー プ CEO 斎 藤 悠
(コード 8697 東証第一部・JASDAQ)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 多 賀 谷 彰
(T E L (03)3666-1361)

平成 25 年 3 月期 業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、昨年 12 月 18 日に開示しました平成 25 年 3 月期（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の連結業績予想及び 1 株当たり配当予想を下記のとおり修正することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当期の連結業績予想数値(※1)の修正（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 62,500	百万円 11,000	百万円 13,000	百万円 7,000	円 錢 206.60
今回修正予想 (B)	67,500	15,500	17,500	9,500	280.39 (※2)
増 減 額 (B - A)	5,000	4,500	4,500	2,500	
増 減 率 (%)	8.0%	40.9%	34.6%	35.7%	
(参考) 前期連結実績 (平成 24 年 3 月期) (※3)	53,045	9,159	10,903	6,311	2,775.98 (※4)

(※1) 本連結業績予想数値は、株式会社東京証券取引所グループの平成 24 年 12 月末までの連結実績に、平成 25 年 1 月 1 日以降の株式会社日本取引所グループの連結業績予想を合算して策定した数値です。（「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、株式会社大阪証券取引所の上半期の業績は含まれません。）

(※2) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日における期中平均株式数(33,881,156 株 (予定))を基に算出しております。なお、合併以降の平成 25 年 1 月 1 日から 3 月 31 日における期中平均株式数(54,906,910 株 (予定))を基に算定した 1 株当たり当期純利益は、173 円 02 錢となります。

(※3) 株式会社東京証券取引所グループの前期連結実績を記載しております。

(※4) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日における株式会社東京証券取引所グループの期中平均株式数 (2,273,740 株) により算出しております。

2. 修正の理由

昨年 12 月中旬以降、金融緩和期待等により売買が大幅に増加して推移していることを踏まえ、予想数値の前提となる売買代金等について以下のとおり見直し、連結業績予想を修正することといたしました。

今回修正予想数値の前提となる通期の 1 日平均売買代金・取引高については、12 月中旬以降の市場環境などを踏まえ、株券 (※) が 1 兆 4,000 億円、長期国債先物取引が 40,000 単位、TOPIX 先物取引が 67,000 単位、日経平均株価先物取引が 147,000 単位(日経 225m in i 先物取引高は日経平均株価先物取引における取引高へ換算) 及び日経平均株価オプション取引が 220 億円と見込んでおります。

(※) 東証市場第一部・第二部及びマザーズ並びに大証市場第一部・第二部及び JASDAQ 市場に係る売買代金。

3. 配当予想の修正について

当社は、取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、連結配当性向を40%程度とすることを目指しております。

上記の方針のもと、平成25年3月期末の1株あたり配当については、50円を予定しておりましたが、今回の連結業績予想の修正に伴い、70円に修正いたします。

	年間配当金(円)		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想		50.00	50.00
今回修正予想		70.00	70.00

ご注意：本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいて記載したものであり、実際の業績等は、今後の様々な要因により大きく異なる結果となる可能性があります。

以上



業績予想 (JPXベースでの前期比較) イメージ図

「JPXの業績予想に大証上期業績を加算した数値」と、「前期の東証Gと大証の業績の合計値」との比較

	(当期) 業績予想		(前期) 実績	差額
	(上期)	(下期)		
営業収益	東証G	JPX 675億円	東証G 530億円	+27億円 (+3.6%)
	大証	107億円	大証 224億円	
営業利益	東証G	JPX 155億円	東証G 91億円	+12億円 (+7.3%)
	大証	33億円	大証 83億円	
当期純利益	東証G	JPX 95億円	東証G 63億円	△2億円 (-2.3%)
	大証	20億円	大証 54億円	

※ 大証の上期を加算: **782億円**

※ 大証の上期を加算: **188億円**

※ 大証の上期を加算: **115億円**

755億円

175億円

117億円

本資料は、日本取引所グループの業績予想のイメージをもって頂くために、あくまで参考として、日本取引所グループの業績予想に大証の上期を加算した数値と、東証G及び大証の前期通期実績の単純合計との比較を行ったものです。実際の情報とは必ずしも一致しない場合がありますので、予め御承知おきください。

中期経営計画(2014年3月期-2016年3月期)の基本方針

株式会社日本取引所グループ
2013年1月30日





重点戦略

統合効果の早期実現

- 市場・清算機能やシステムの統合を早期・円滑に実施
- 当グループ及び市場利用者双方にとってのシナジーを早期実現(コスト削減等)

デリバティブ市場の拡大

- 総合取引所化の取組み
 - ✓ 商品の多様化のためのコモディティ分野への進出
- 新規商品開発等
 - ✓ 次アシア地域やエマージング市場を対象とした商品の導入・振興
 - ✓ 市場環境の変化を踏まえた国債関連商品の拡充・強化
 - ✓ OTCデリバティブ規制の本格実施を見据えた取引所デリバティブ市場の見直し

新しい日本株市場の創造

- 日本株の魅力向上
 - ✓ 魅力の高い銘柄にフォーカスした新たな株価指数の開発等
 - ✓ コーポレートガバナンスの向上に係る制度・環境の整備
 - ✓ 市場の利便性・価格安定性の向上を図るための市場ルールの見直し
 - ✓ ETF/J-REITの多様化促進
 - ✓ 日本株市場の魅力向上に向けた政策提言・情報発信の強化
- IPO促進
 - ✓ IPO促進を通じた企業成長支援の強化

取引所ビジネス領域の拡大

- 清算ビジネスの拡大
 - ✓ 新たなOTC商品の取り扱い
- 新たな商品プラットフォームの整備等
 - ✓ アジア諸国のインフラ資金需要に対応したプロ向け債券市場等の活用・振興
 - ✓ アジア新興国取引所へのノウハウの提供・技術支援

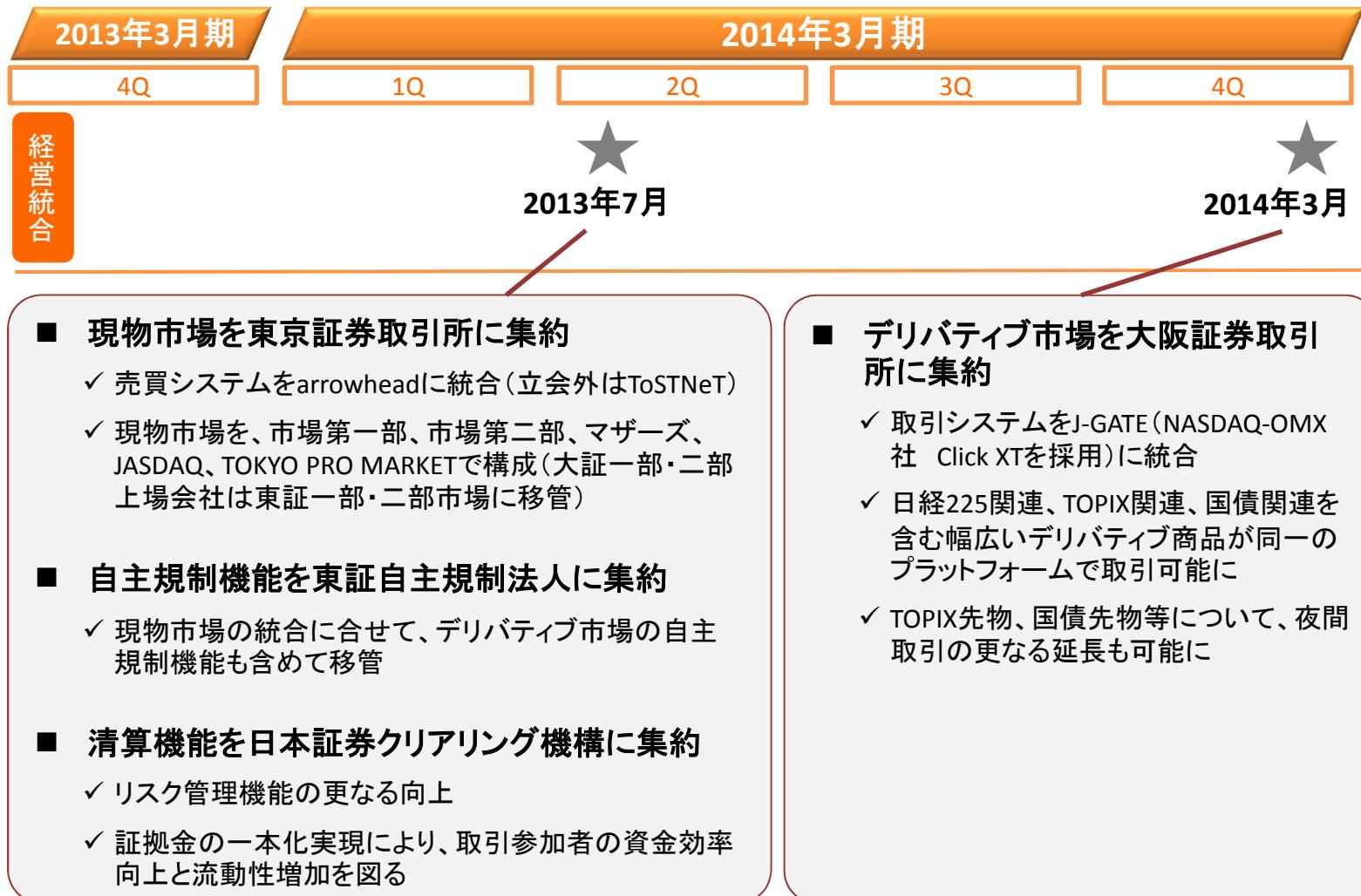
ITインフラの強化

- ✓ 次期arrowhead構築、コロケーションサービスの拡充、arrownetのグローバル延伸等
- 投資家層拡大・投資促進に向けた営業強化
 - ✓ +YOUプロジェクトを通じた個人投資家の裾野拡大、両取引所の商品・顧客基盤を活用した国内外機関投資家への営業強化等
 - マーケットの変化に即した的確な自主規制機能の発揮

中期経営計画(2013年3月下旬公表予定)における経営財務目標の達成

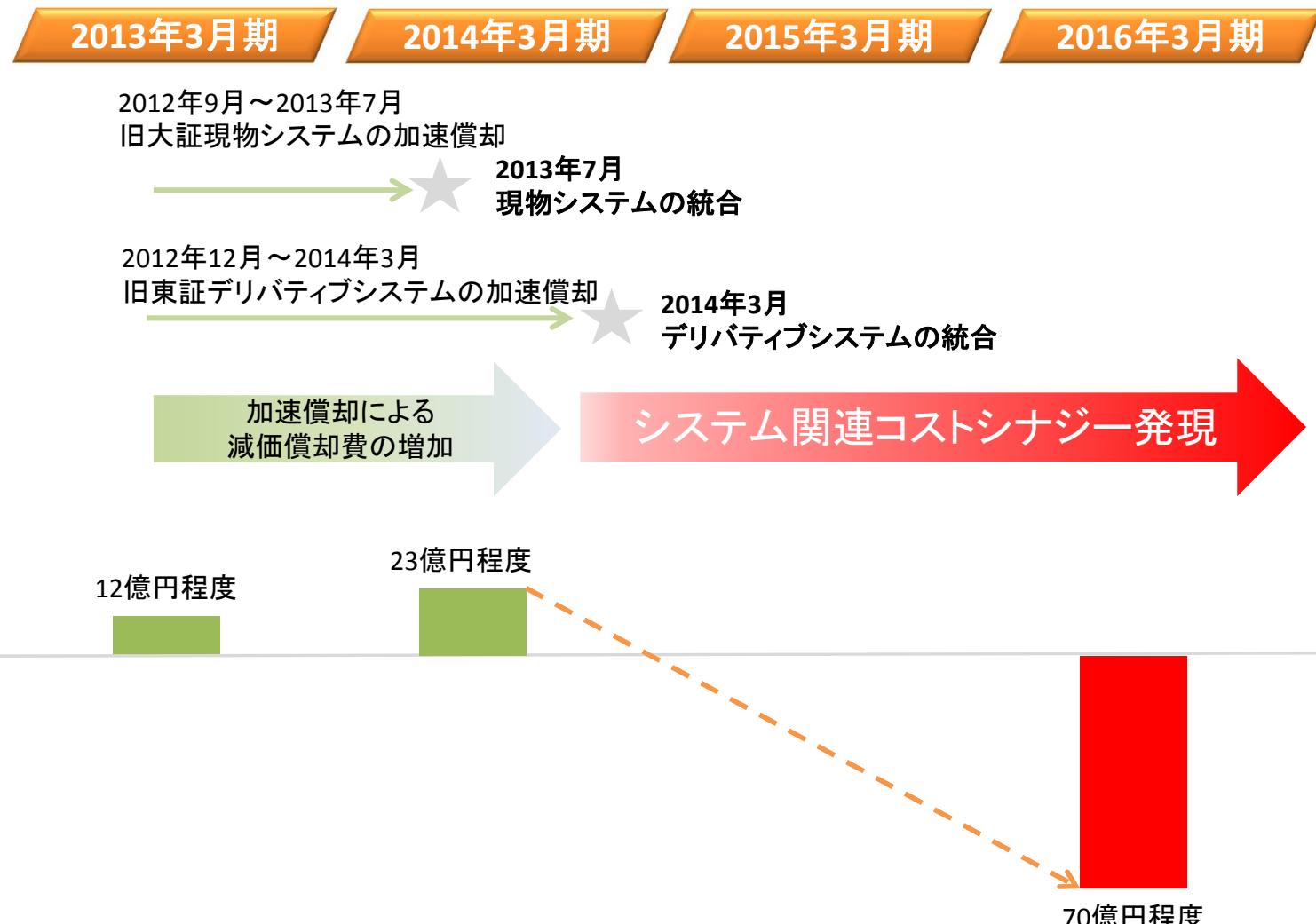
市場・清算機能の統合

- 2014年3月期中にグループ内の市場・清算機能を順次集約



統合によるシステム関連コストシナジー

- 2016年3月期にシステム関連コストシナジ一年間70億円程度(2012年3月期比)の実現を目指す



(注)システム関連コスト:システム維持・運営費、減価償却費等のシステムに関する費用

統合による収益への影響

増収要因

利便性向上によるビジネス拡大

■ 取引料の増収(取引の増加)

- ✓ 同一プラットフォームで取引可能な商品の増加による参加者・投資家の利便性の向上
- ✓ 流動性向上による新規上場銘柄、新規投資家の増加
- ✓ デリバティブについては、清算機関の統合による担保効率向上に伴うポジション拡大
- ✓ 双方の基盤活用によるマーケティング活動の強化

■ 上場関係収入の増加

- ✓ 市場魅力向上に伴う国内外企業のIPO・新規上場の増加

■ 情報関係収入の増加

- ✓ 提供情報の多様化による情報提供サービスへの需要拡大

■ 新商品開発

- ✓ 両社の市場基盤を活用した新商品の開発

減収要因

利用者にとっては利用コストの低下

現物市場統合(2013年7月)及びデリバティブ市場統合(2014年3月)に伴い、以下の減収が見込まれる。

■ 取引料の減収(重複基本料等の減額)

- ✓ 現物・デリバティブ市場統合以降に発生
減収試算: △12億円程度

■ 上場関係収入の減収(重複上場解消に伴う減額)

- ✓ 現物市場統合以降に発生
減収試算: △5億円程度

■ 情報関係収入の減収(重複解消に伴う減額)

- ✓ 現物・デリバティブ市場統合以降に発生
減収試算: △8億円程度

(注1)上記試算は、2012年12月末時点までの実績値等をもとに試算したものであり、両市場統合後の年間ベースの金額を記載している。なお、実際に発生する金額は試算と異なる可能性がある。

(注2)取引料の減収は、現物に係る影響のみ試算しており、デリバティブに係る影響は含めていない。

(注3)2014年3月期については本減収が始まるのは7月以降

大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について

平成 25 年 1 月 30 日

株式会社東京証券取引所

< 目 次 >

I 趣旨	… 1	f . 新商品に関する実効性確保措置	… 12
II 概要	… 1	g . 新商品に関する上場規則の再構成	… 12
1. 上場制度	… 1	2. 取引参加者制度の整備について	… 13
(1) 本則市場	… 1	(1) 市場統合に際しての取引資格の取扱い	… 13
a . 統合に伴う上場銘柄の引継ぎ	… 1	(2) 取引参加料金	… 13
b . 上場審査基準	… 2	3. 売買制度の整備について	… 14
c . 上場廃止基準	… 2	(1) 売買制度	… 14
d . 市場第一部銘柄指定基準・市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準	… 3	(2) 信用取引・貸借取引制度	… 14
e . 上場関係料金	… 3	a . 統合に伴う制度信用銘柄・貸借銘柄の引継ぎ	… 14
(2) J A S D A Q 市場	… 4	b . 制度信用銘柄の選定及び選定取消し基準	… 15
a . 上場審査基準・上場廃止基準	… 5	c . 貸借銘柄の選定及び選定取消し基準	… 15
b . 上場関係料金	… 7	d . 指定証券金融会社	… 16
(3) 上場市場の変更	… 7	e . 規制措置等に係るガイドライン	… 16
(4) 会社情報の適時開示	… 8	f . 信用取引残高の公表	… 16
(5) 企業行動規範	… 9	4. 売買システムの整備について	… 16
(6) 実効性確保措置	… 9	5. その他	… 17
(7) 優先株等、債券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する取扱い	… 9	(1) 先物・オプション取引口座設定約諾書	… 17
(8) 受益証券及び投資証券その他の新商品に関する取扱い	… 10	(2) その他	… 17
a . E T N (外国指標連動証券)	… 10	III 実施時期（予定）	… 17
b . E T F	… 10	(別添 1) 本則市場の大証単独上場銘柄に対する上場廃止基準の適用に関する経過措置	
c . 不動産投資信託証券	… 11	(別添 2) 本則市場の大証単独上場銘柄の上場関係料金に関する経過措置	
d . カントリーファンド (外国投資証券)	… 11	(別添 3) 大証単独上場 E T F 銘柄の上場関係料金に関する経過措置	
e . ベンチャーファンド	… 12		

大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について

平成 25 年 1 月 30 日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

本年 1 月 1 日の株式会社日本取引所グループの発足を受け、市場機能の集約及び売買システムの統一による速やかなシナジーの実現のため、同グループの子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）と株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）では、本年 7 月 16 日付で大証の現物市場を東証の現物市場に統合いたします。

上記の現物市場の統合にあたり、大証の市場第一部・第二部（以下「大証本則市場」といいます。）に上場している銘柄を東証の市場第一部・第二部（以下「東証本則市場」といいます。）に上場するとともに、大証の JASDAQ に上場している銘柄を新設する東証の JASDAQ に上場するほか、現在、大証に上場しているその他の現物商品を新たに東証市場でも取り扱うこととするなど、東証の上場制度、取引参加者制度及び売買制度等について所要の整備を行います。

II 概要

項目	内 容	備 考
1. 上場制度 (1) 本則市場 a . 統合に伴う上場 銘柄の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none">本制度改正の実施日（以下「統合日」といいます。）の前日において東証に上場していない大証本則市場の上場銘柄（以下「大証単独上場銘柄」といいます。）は、統合日において東証本則市場に上場することとします。大証単独上場銘柄のうち、統合日前日に大証において市場第一部に指定されていたものについては、統合日において東証の市場第一部銘柄に指定します。統合日前日に東証本則市場と大証本則市場の双方に上場している銘柄（以下「統合時重複上場銘柄」といいます。）のうち、東証の市場第二部	<ul style="list-style-type: none">統合日における大証単独上場銘柄の上場手続き及び統合時重複上場銘柄の上場市場区分の選択の手続きについては、経過措置において定めます。大証単独上場銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証本則市場に上場していたものとみなします。 <p>※大証の「社会資本整備市場」に関する上場制度については、市場統合時には引き継がないものとし、今後具体的な上場検討事例が生じた時点で、改めて制</p>

項目	内 容	備 考
b. 上場審査基準	<p>銘柄であって、大証の市場第一部銘柄であるものについては、統合日において、東証の市場第一部又は市場第二部のいずれかを上場市場区分として、当該銘柄の発行者が選択するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	<p>度整備の検討を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合日前に大証本則市場への新規上場申請を行った者については、東証本則市場に新規上場申請を行ったものとみなし、大証の株券上場審査基準に準ずる基準に基づいて審査を行う旨を経過措置において定めます。 ・提出書類の簡素化など上場審査手続きについて利便性向上のための見直しを併せて行います。
c. 上場廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場銘柄（平成25年1月31日以後統合日以前に東証に上場廃止申請を行って上場廃止となったもの及び統合日の翌日以後に市場第一部銘柄の指定を受けたものを除く。）については、統合日から3年を経過するまでの間、大証の現行基準を適用する旨を経過措置において定めます（詳細については別添1参照）。 ・大証単独上場銘柄のうち、統合日前において、大証が、株券上場廃止基準に係る猶予期間入りとしている銘柄又は監理銘柄（確認中）若しくは監理銘柄（審査中）に指定している銘柄については、原則として、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。 ・大証単独上場銘柄のうち、統合日前において、大

項目	内 容	備 考
d . 市場第一部銘柄 指定基準・市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	<p>証が、整理銘柄に指定しているものについては、整理銘柄への指定に際して大証が定めた上場廃止日の前日までの期間に限り、東証本則市場に上場するものとします。この場合において、東証は、当該銘柄を統合日において整理銘柄に指定するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合日前に大証に対して市場第一部銘柄への指定申請又は市場第二部への指定替え申請を行った者については、東証にこれらの申請を行ったものとみなし、大証の市場第一部銘柄指定基準に準ずる基準に基づいて審査を行う旨等を経過措置において定めます。 ・統合日前において、大証が、指定替え基準に係る猶予期間入りとしている銘柄については、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。
e . 上場関係料金	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場銘柄（平成25年1月31日以後統合日以前に東証に上場廃止申請を行って上場廃止となったもの及び統合日の翌日以後に市場第一部銘柄の指定を受けたものを除く。）については、統合日から3年を経過するまでの間、統合日の直前に適用された年賦課金の額をもって年間上場料の額とするなど、相応の経過措置を設けます（詳細については別添2参照）。 ・大証単独上場銘柄が新たに発行する株券（株式の転

項目	内 容	備 考
(2) JASDAQ市場	<ul style="list-style-type: none"> ・東証においてJASDAQを新設します。 ・統合日前日において大証のJASDAQに上場している銘柄（以下、「大証JASDAQ銘柄」といいます。）は、統合日において東証のJASDAQ（以下「東証JASDAQ」といいます。）に上場することとします。ただし、統合日前日において東証本則市場と大証のJASDAQ、又は東証のマザーズと大証のJASDAQに重複して上場している銘柄（以下「JASDAQ重複上場銘柄」といいます。）については、東証本則市場若しくは東証JASDAQのいずれか一方、又は東証のマザーズ若しくは東証JASDAQのいずれか一方を上場市場として、統合日前において当該銘柄の発行者が選択するものとします。 	<p>換又は新株予約権の行使等により新たに発行される株券を除きます。）のうち、統合日前に発行決議が行われ、上場日が統合日以後となるものの上場手数料については、大証の徴収標準に準じて課金する旨を経過措置において定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証JASDAQは、東証の開設する金融商品取引市場における市場区分とします。統合後における東証の市場区分は、本則市場のうちの市場第一部及び市場第二部、マザーズ並びにJASDAQの4区分となります。 ・東証JASDAQは、多様な業態・成長段階の企業に対し、より広範な上場と資金調達の途を開き、もって幅広い産業の育成に資するとともに、投資者に多様な投資対象を提供することを目的とします。 ・東証JASDAQには、内訳区分としてスタンダード区分とグロース区分を設けることとします。大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄であって、統合日前において東証JASDAQを上場市場として選択しなかったものを除きます。）のうち、統合日前において、スタンダードに上場しているものについては東証JASDAQのスタンダード区分に、グロースに上場しているものについては東証JASDAQのグロース区分にそれぞれ上場するものとします。 ・統合日以後においては、東証本則市場と東証JAS

項目	内 容	備 考
a . 上場審査基準・上場廃止基準	・原則として、大証の現行制度を踏襲します。	<p>DAQ及びマザーズと東証JASDAQとの間の重複上場はできないこととします（市場区分の変更については、別に定める上場市場の変更の手続きによるものとします。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合日における大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄を除きます。）の上場手続き及び統合日におけるJASDAQ重複上場銘柄の上場市場の選択の手続きについては、経過措置において定めます。 ・大証JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄を除きます。）は、統合日以後、大証における上場日から東証JASDAQに上場していたものとみなします。 ・出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいいます。）のうち、大証JASDAQ銘柄であるものについては、統合日において東証JASDAQに上場するものとします。なお、出資証券に関する取扱いについては、大証の現行制度を踏襲します。 ・「浮動株式数」の定義については、「流通株式数」に置き換えるものとします。 ・スタンダード区分からグロース区分又はグロース区分からスタンダード区分への内訳区分の変更については、大証の現行制度を踏まえて新設するJASDAQ内訳区分変更審査基準によるものとします。

項目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・統合日前に大証の JASDAQへの新規上場申請を行った者については、東証 JASDAQへの新規上場申請を行ったものとみなして取り扱う旨を経過措置において定めます。 ・大証 JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄であって、統合日において東証 JASDAQを上場市場として選択しなかったものを除きます。）のうち、統合日前日において、大証が、JASDAQにおける有価証券上場規程に定める上場廃止基準に係る猶予期間入りとしている銘柄又は監理銘柄（確認中）若しくは監理銘柄（審査中）に指定している銘柄については、原則として、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。 ・大証 JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄であって、統合日において東証 JASDAQを上場市場として選択しなかったものを除きます。）のうち、統合日前日において、大証が、整理銘柄に指定しているものについては、整理銘柄への指定に際して大証が定めた上場廃止日の前日までの期間に限り、東証 JASDAQに上場するものとします。この場合において、東証は、当該銘柄を統合日において整理銘柄に指定するものとします。 <p>※大証が JASDAQにおける有価証券上場規程において規定する幹事取引参加者及び公認会計士等に協力を求めることができる旨の規定は、東証における現行の取扱いを踏襲し、統合後は引き継がないもの</p>

項目	内 容	備 考
b. 上場関係料金	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、大証の現行制度を踏襲します。 	<p>とします。</p> <p>※東証 J A S D A Qに上場する銘柄の T D n e t 利用料については、統合日から 3年経過後を目途に見直しの検討を行うものとします。</p>
(3) 上場市場の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・東証 J A S D A Qから本則市場又はマザーズへの上場市場の変更、及び本則市場又はマザーズから東証 J A S D A Qへの上場市場の変更の制度を新設します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場市場の変更に際しては変更後の市場に係る上場審査基準に準じて東証が定める基準に基づき審査を行います。 ・上場市場の変更申請日の概ね 3年前の日以後に上場した銘柄であって、新規上場時から会社の事業内容、内部管理体制等に大きな変更がない場合の上場市場の変更審査においては、新規上場後の状況を中心確認します。 ・東証 J A S D A Qから本則市場への上場市場の変更の際に、上場市場の変更申請に係る株券等の市場第一部への指定を申請する場合には、市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定に係る形式要件を適用しないものとします。 ・上場市場の変更審査料は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①東証 J A S D A Qから本則市場への変更 400 万円 (外国株の場合は 200 万円) ②東証 J A S D A Qからマザーズへの変更 200 万円 (外国株の場合は 100 万円) ③本則市場又はマザーズから東証 J A S D A Qへの変更 100 万円

項目	内 容	備 考
(4) 会社情報の適時開示	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・ただし、東証 JASDAQ のグロース区分の上場銘柄については、3か年の経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）の策定及び当該中期経営計画に基づく投資者向け説明会の実施（投資者向け説明会の開催に相当する活動の実施を含む。）を義務づけることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場市場の変更が承認された場合に支払う上場市場変更料は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①東証 JASDAQ から本則市場への変更 本則市場の新規上場料の額から 600 万円を控除した額 ②東証 JASDAQ からマザーズへの変更 上場市場変更料は要しないものとします。 ③マザーズから東証 JASDAQ への変更 東証 JASDAQ の新規上場料の額から、マザーズへの上場時に支払った新規上場料等の額を控除した額 ④本則市場から東証 JASDAQ への変更 上場市場変更料は要しないものとします。 ・大証 JASDAQ 銘柄の発行者のうち、統合日前に東証の本則市場又はマザーズへの新規上場申請を行った者については、統合日以後、上場市場の変更申請を行ったものとみなして取り扱う旨を経過措置において定めます。 <p>※大証における現行の取扱いを踏襲するものです。 ※大証が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則において定める「調査委員会の設置」に関する規定及び「公認会計士等による事情説明への協力義務」（契約期間中に退任する場合）に関する規定については、東証における現行の取扱い</p>

項目	内 容	備 考
(5) 企業行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・ただし、東証 J A S D A Q のグロース区分の上場銘柄にあっては、次の①～④について、上場日から 1 年を経過した日以後最初に終了する事業年度（①にあっては、上場日以後最初に終了する事業年度）に係る定時株主総会の日まで適用を免除します。 <ul style="list-style-type: none"> ①独立役員の確保 ②取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人の設置 ③監査証明を行う公認会計士等への会計監査人の選任 ④業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る決定 	<p>を踏襲し、統合後は引き継がないものとします。</p> <p>・大証単独上場銘柄及び大証 J A S D A Q 銘柄（J A S D A Q 重複上場銘柄を除きます。）の発行者は、統合日後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日後遅滞なく、社外役員の取引関係、相互就任関係、寄付関係を記載したコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとします。</p> <p>※大証における現行の取扱いを踏襲するものです。</p>
(6) 実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	<p>※東証 J A S D A Q の上場銘柄に対しても上場契約違約金制度が適用されることとなります。</p>
(7) 優先株等、債券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・統合日前日において、大証に上場する優先株等、債券又は転換社債型新株予約権付社債券のうち東証に上場していないものについては、統合日において東証に上場するものとします。 	

項目	内 容	備 考
(8) 受益証券及び投資証券その他新商品に関する取扱い a. E T N（外国指標連動証券）	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	<p>※大証の「カバードワラント」に関する上場制度については、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場規則上の名称を「E T N」に一本化します。 <p>※大証の上場制度において定める有担保E T Nについて財務基準等を非適用とする取扱いについては、市場統合時には引き継がないものとし、今後具体的な上場検討事例が生じた時点で、改めて制度整備の検討を行うものとします。</p>
b. E T F	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・統合日前日において東証に上場していない大証E T F市場の上場銘柄（以下「大証単独上場E T F銘柄」といいます。）は、統合日において東証E T F市場に上場することとします。 	<p>※大証の上場制度において定めるE T F流動性向上プログラムについては、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場E T F銘柄のうち、大証が、E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の改正付則において規定する「平成19年3月15日前において上場されているE T Fに係る追加上場時の上場手数料及び年賦課金」の取扱いの適用を受けているものについては、統合日から3年を経過するまでの間、統合日の直前に適用された年賦課金の額をもつて年間上場料の額とするなど、相応の経過措置を設けます（詳細については別添3参照）。 ・大証単独上場E T F銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証E T F市場に上場していたものとみなします。 ・大証単独上場E T F銘柄のうち、統合日前日におい

項目	内 容	備 考
		<p>て、大証が、E T Fに関する有価証券上場規程の特例に定める上場廃止基準に係る猶予期間入りとしている銘柄又は監理銘柄（確認中）若しくは監理銘柄（審査中）に指定している銘柄については、原則として、統合日において東証がその内容を引き継ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場E T F銘柄のうち、統合日前日において、大証が、整理銘柄に指定しているものについては、整理銘柄への指定に際して大証が定めた上場廃止日の前日までの期間に限り、東証E T F市場に上場するものとします。この場合において、東証は、当該銘柄を統合日において整理銘柄に指定するものとします。
c . 不動産投資信託 証券 d . カントリーファンド（外国投資証券）	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・東証においてカントリーファンド市場を新設します。 ・統合日前日において大証のカントリーファンド市場に上場している銘柄（以下「大証カントリーファンド市場上場銘柄」といいます。）は、統合日において東証のカントリーファンド市場（以下「東証カントリーファンド市場」といいます。）に上場することとします。 ・原則として、大証の現行制度を踏襲します。ただし、市場の信頼性・利便性向上の観点から、次の見直しを行うこととします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 予備申請制度を新たに設けることとします。 ② 不動産投資信託証券の上場制度と同様に、上場申請者に資産運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場規則上の名称を「カントリーファンド」とし、上場対象とする有価証券の定義を新設します。 ・大証カントリーファンド市場上場銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証カントリーファンド市場に上場していたものとみなします。

項目	内 容	備 考
e . ベンチャーファンド	<p>会社を加えるほか、資産運用会社に関する上場審査基準・適時開示基準・上場廃止基準を新たに設けることとします。</p> <p>③ 新規上場、適時開示及び上場廃止に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを新設し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に対して委託することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証においてベンチャーファンド市場を新設します。 ・統合日前日において大証のベンチャーファンド市場に上場している銘柄（以下「大証ベンチャーファンド市場上場銘柄」といいます。）は、統合日において東証のベンチャーファンド市場（以下「東証ベンチャーファンド市場」といいます。）に上場することとします。 ・原則として、大証の現行制度を踏襲します。ただし、市場の信頼性・利便性向上の観点から、次の見直しを行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予備申請制度を新たに設けることとします。 ② 新規上場、適時開示及び上場廃止に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを新設し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に対して委託することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場規則上の名称を「ベンチャーファンド」とし、上場対象とする有価証券の定義を新設します。 ・大証ベンチャーファンド市場上場銘柄は、統合日以後、大証における上場日から東証ベンチャーファンド市場に上場していたものとみなします。
f . 新商品に関する実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 	※東証カントリーファンド市場及び東証ベンチャーファンド市場の上場銘柄に対しても上場契約違約金制度が適用されることとなります。
g . 新商品に関する上場規則の再構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ETFに関する規則と、ETF以外のファンドに関する規則について、定義規定を設けて用語の整理を行うとともに、それぞれを一つの編としてまとめ、「第5編 ETF」及び「第6編 ファンド」として再構成することとします。 	

項目	内 容	備 考
2. 取引参加者制度の整備について (1) 市場統合に際しての取引資格の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・総合取引参加者は、東証 JASDAQ に上場する有価証券の売買も行うこととします。 ・統合日前日の時点で東証の総合取引資格を有しない、大証の現物取引参加者又はジャスダック取引参加者（以下「旧大証現物参加者」という。）に対して、当取引所の市場において、有価証券の売買を行うための取引資格（以下「現物取引資格」という。）を統合日に付与します。 ・有価証券オプション取引を行う総合取引参加者及び有価証券オプション取引参加者は、株式会社日本証券クリアリング機構における指数先物等清算資格の取得又は指数先物等他社清算参加者との間で同機構の業務方法書に規定する清算受託契約の締結をしなければならないものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加権の譲渡、入会金、信認金・取引参加者保証金及び各種届出事項等の取扱いは現行制度と同様とします。 <p>※大証における I P O 取引資格制度については、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物取引資格は、旧大証現物参加者のみを対象に新設する取引資格です。当該取引資格の付与に係る入会金及び資格審査料は免除します。 ・当該取引資格の付与に当たっては、旧大証現物参加者の財務状況が東証の取引参加者規程第 35 条第 2 項各号の規定に該当しないことを条件とします。 <p>※同機構の有価証券オプション清算資格が指数先物等清算資格に統合されることに伴う制度改正です。</p>
(2) 取引参加料金	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・ただし、東証 JASDAQ の立会取引に係る取引参加料金については、大証の JASDAQ に係る取引参加料金制度を踏襲します。 	

項目	内 容	備 考
3. 売買制度の整備について (1) 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> ・東証の現行制度を踏襲します。 ・ただし、東証 JASDAQに上場する出資証券の配当落等の期日については、大証の JASDAQの現行制度における取扱いを踏襲します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立会外取引、自己株買付取引及び立会外分売等その他の取引についても、東証の現行制度を踏襲します（東証 JASDAQの上場銘柄に係る立会外分売の売付注文の最低数量については、市場第二部銘柄及びマザーズ上場銘柄と同様とします）。 ・取引時間の取扱いについても、現行の東証の取引時間の取扱いを踏襲します。 <p>※大証の JASDAQのリクイディティ・プロバイダー制度については、統合後は引き継がないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の売買制度についても、東証の現行制度を踏襲します。 ・東証カントリーファンド市場の売買制度については、東証の外国株券に係る取扱いと同様とします。 ・東証ベンチャーファンド市場の売買制度については、東証の不動産投資信託証券に係る取扱いと同様とします。
(2) 信用取引・貸借取引制度 a. 統合に伴う制度 信用銘柄・貸借銘	<ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場銘柄又は大証 JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄を除きます。）のうち、統合日前日に制度信用銘柄又は貸借銘柄である 	<ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場銘柄又は大証 JASDAQ銘柄（JASDAQ重複上場銘柄を除きます。）のうち、統

項目	内 容	備 考
a. 銘柄の引継ぎ	<p>ものについては、統合において、それぞれ東証の制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合時重複上場銘柄又はJASDAQ重複上場銘柄のうち、統合日前日に大証においてのみ貸借銘柄に選定されている銘柄については、統合において東証の貸借銘柄に選定します。 ・新設される東証カントリーファンド市場及び東証ベンチャーファンド市場の上場銘柄についても、制度信用取引・貸借取引の対象とします。 	<p>合日前日において、貸借銘柄の選定取消しに係る猶予期間内にある銘柄であり、当該猶予期間に入った日の前日において、株主数又は浮動株式数の基準に該当していたものについては、その内容を引き継ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産投資信託証券に準じた選定基準を設けます。
b. 制度信用銘柄の選定及び選定取消し基準	<ul style="list-style-type: none"> ・制度信用銘柄に係る選定基準を現行の大証の基準に準じた基準に変更し、債務超過でない銘柄については、制度信用銘柄に選定することとします。 ・制度信用銘柄のうち直近事業年度において債務超過になった銘柄は、選定を取り消します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接新規上場銘柄は初値決定日の翌日に、それ以外の新規上場銘柄は、上場日に制度信用銘柄に選定します。 ・統合日の前日において東証に上場する非制度信用銘柄のうち、直前事業年度の末日に債務超過でないものについては、統合日に制度信用銘柄に選定します。 ・統合日以降に終了する事業年度の末日において、債務超過となった銘柄から適用します。 ・債務超過であることが確認された後、猶予期間を経ずに、速やかに取り消します。
c. 貸借銘柄の選定及び選定取消し基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の東証の基準を踏襲します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記a.により選定された貸借銘柄について、統合日から1年を経過するまでの間に事業年度の末日が到来した銘柄は、現行の大証の浮動株式数及び株主数等の基準により、選定取消しの猶予期間入りの確認を行います。 ・上記b.により制度信用銘柄の選定を取り消され

項目	内 容	備 考
d . 指定証券金融会社	<ul style="list-style-type: none"> ・指定証券金融会社について、1社を指定します。 	た貸借銘柄については、貸借銘柄の選定を取り消します。
e . 規制措置等に係るガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・市場統合前の東証のガイドラインを踏襲します。 ・大証単独上場銘柄について統合日前において、大証で行われている措置については、統合日において東証が引き継ぎます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインにおける複数日連続して該当することが条件の基準については、統合日前日までの東証での売買に遡って統合後のガイドラインによる該当又は解除の判断を行います。
f . 信用取引残高の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・大証単独上場銘柄については、統合日に東証に新規上場した銘柄として取り扱います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「信用取引現在高（一般信用取引・制度信用取引別）」において、東証 JASDAQ 銘柄は市場第二部に集計し、東証 JASDAQ 単独での信用取引現在高の公表は行いません。 ・統合時重複上場銘柄又は JASDAQ 重複上場銘柄の大証における信用取引残高は、統合日以降、東証の信用取引残高として取り扱います。 ・三市場分として公表している数値については、統合日以降、株式会社名古屋証券取引所との二市場の数値を合算して公表します。
4 . 売買システムの整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・現物市場に係る売買システムは、東証の売買システムを利用することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立会取引については arrowhead を利用することとします。 ・立会外取引（单一銘柄取引、バスケット取引、

項目	内 容	備 考
		<p>終値取引及び自己株式立会外買付取引) 及び立会外分売については ToSTNeT システムを利用することとします。</p> <p>※株券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の当日決済取引並びに債券の売買については、現行の東証と同様、売買システムによる売買以外の売買とします。</p>
5. その他 （1）先物・オプション取引口座設定約諾書	<ul style="list-style-type: none"> 大証上場の先物・オプション取引に係る清算機関を株式会社日本証券クリアリング機構に統合することを受けて、東証の先物・オプション取引口座設定約諾書について、大証の同約諾書と統一化することとし、所要の改正を行います。 	
（2）その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行うものとします。 	

III 実施時期（予定）

- 平成25年7月16日に実施します。

以 上

本則市場の大証単独上場銘柄に対する上場廃止基準の適用に関する経過措置

1. 株主数、流通株式数、流通株式時価総額に係る上場廃止基準

項 目	統合日から3年以内に終了する事業年度 の末日において適用される基準	統合日から3年経過後に終了する事業年度 の末日において適用される基準 ¹
(1) 株主数	・ <u>150人</u> 未満である場合において、1年内に <u>150人</u> 以上にならないとき	・ <u>400人</u> 未満である場合において、1年内に <u>400人</u> 以上にならないとき
(2) 流通株式数	・ <u>1,000単位</u> 未満である場合において、1年内に <u>1,000単位</u> 以上とならないとき	・ <u>2,000単位</u> 未満である場合において、1年内に <u>2,000単位</u> 以上とならないとき
(3) 流通株式時価総額	・ <u>2億5,000万円</u> 未満である場合において、1年内に <u>2億5,000万円</u> 以上とならないとき ²	・ <u>5億円</u> 未満である場合において、1年内に <u>5億円</u> 以上とならないとき

2. 売買高、時価総額、破産等に係る上場廃止基準

項 目	統合日から3年経過以前に適用される基準	統合日から3年経過後に適用される基準
(1) 売買高	・12月末日以前1年間における月平均売買高が <u>5単位</u> 未満である場合（大阪証券取引所における売買高も含めて計算する。）	・次の①又は②に該当する場合 ①毎年の12月末日以前1年間における月平均売買高が <u>10単位</u> 未満である場合 ³

¹ 3ヶ月期決算会社の場合、平成29年3月期から適用し、例えば、(1)の株主数に係る基準では、平成29年3月期の株主数が400人を下回る場合において、平成30年3月期までに400人以上にならないときに上場廃止となります。平成28年3月期の株主数が150人を下回る場合において、平成29年3月期の株主数が150人以上400人未満となった場合は、引き続き1年間の猶予期間に入ることとなります。(2)の流通株式数及び(3)の流通株式時価総額の適用のタイミングについても同様です。

² 大証における現行の取扱いを踏襲し、平成25年12月末までの間は、「2億5,000万円」を「1億5,000万円」に変更して適用します。

³ 平成28年12月末における審査から適用します。

項目	統合日から3年経過以前に適用される基準	統合日から3年経過後に適用される基準
		②毎月の末日以前3か月間に売買が成立していない場合 ⁴
(2) 時価総額	・ <u>5億円未満</u> である場合において、9か月（事業計画の改善等を記載した書面を提出しない場合は3か月）以内に <u>5億円以上</u> とならないとき ⁵	・次の①又は②に該当する場合 ⁶ ① <u>10億円未満</u> である場合において、9か月（事業計画の改善等を記載した書面を提出しない場合は3か月）以内に <u>10億円以上</u> とならないとき ②上場株券等の数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき
(3) 破産手続、再生手続又は更生手続	・破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、再建計画の開示を行った場合には、その翌日から起算して1か月間の時価総額が <u>5億円以上</u> とならないとき	・破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、再建計画の開示を行った場合には、その翌日から起算して1か月間の時価総額が <u>10億円以上</u> とならないとき ⁷

以 上

⁴ 平成28年7月末における審査から適用します。

⁵ 大証における現行の取扱いを踏襲し、平成25年12月末までの間は、「5億円」を「3億円」に変更して適用します。

⁶ 平成28年7月の時価総額の審査から適用します。

⁷ 統合日から3年経過した日以後に再建計画の開示を行った場合の審査から適用します。

本則市場の大証単独上場銘柄¹の上場関係料金に関する経過措置

項目	大証における現行料金体系	東証における料金体系	大証単独上場銘柄に係る経過措置																					
年間上場料 (年賦課金)	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式数に応じて算出した年賦課金を課金 年賦課金とは別枠でTDnet利用料89,250円（消費税相当額を含む。）を課金 	<ul style="list-style-type: none"> 上場時価総額と市場区分に応じて次の表により算出される金額にTDnet利用料12万円を加算した金額を年間上場料とし、その半額ずつを2月末日及び8月末日に課金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>上場時価総額</th><th>市場第一部</th><th>市場第二部</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円以下</td><td>96万円</td><td>72万円</td></tr> <tr> <td>～250億円</td><td>168万円</td><td>144万円</td></tr> <tr> <td>～500億円</td><td>240万円</td><td>216万円</td></tr> <tr> <td>～2,500億円</td><td>312万円</td><td>288万円</td></tr> <tr> <td>～5,000億円</td><td>384万円</td><td>360万円</td></tr> <tr> <td>5,000億円超</td><td>456万円</td><td>432万円</td></tr> </tbody> </table>	上場時価総額	市場第一部	市場第二部	50億円以下	96万円	72万円	～250億円	168万円	144万円	～500億円	240万円	216万円	～2,500億円	312万円	288万円	～5,000億円	384万円	360万円	5,000億円超	456万円	432万円	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月以前を支払期日とする年間上場料は、統合日の直前に大証において適用された年賦課金の額²³に、TDnet利用料85,000円（税抜）を加算した金額に据え置きます。 平成25年8月末日を納入期日とする年間上場料は、同年7月から9月までの期間に対応するものとして月割計算します。
上場時価総額	市場第一部	市場第二部																						
50億円以下	96万円	72万円																						
～250億円	168万円	144万円																						
～500億円	240万円	216万円																						
～2,500億円	312万円	288万円																						
～5,000億円	384万円	360万円																						
5,000億円超	456万円	432万円																						
新株上場に係る料金 (上場手数料)	<ul style="list-style-type: none"> 上場手数料として、発行総額の万分の6（新株予約権の行使等によるものは万分の1）に相当する額を課金 	<ul style="list-style-type: none"> 新株が上場される場合に、発行総額の万分の8に相当する額を課金 	<ul style="list-style-type: none"> 統合日前に発行決議が行われ、上場日が統合日以後となる新株券（株式の転換又は新株予約権の行使等により新たに発行される株券を除きま 																					

¹ 平成25年1月31日以後統合日以前に東証に上場廃止申請を行って上場廃止となった銘柄及び統合日の翌日以後に市場第一部銘柄の指定を受けた銘柄を除きます。

² 私的整理等を実施したことに伴い、統合日の直前の年賦課金支払いを免除された会社については、本来適用されるはずであった年賦課金の額を適用します。ただし、統合日において3年の免除期間が終了していない場合は、当該期間内は引き続き支払いを免除します。

³ 上場継続年数が20年以上の場合の年賦課金の割引措置を受けている会社については、当該割引後の年賦課金の額を適用します。

項目	大証における現行料金体系	東証における料金体系	大証単独上場銘柄に係る経過措置
			す。) の上場に係る料金については、現行の大証の上場手数料の体系により課金します。
上場株券の発行又は処分に係る料金	・なし	・上場株券（上場株券に転換される非上場株券を含みます）の発行又は処分が行われた場合に、発行総額の万分の1に相当する額を課金	・統合日前に発行又は処分の決議が行われた場合は、課金の対象外とします。
新株予約権の発行に係る料金	・なし	・新株予約権の発行が行われた場合に、「新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の合計金額」の万分の1に相当する額を課金	・統合日前に発行決議が行われた新株予約権については、課金の対象外とします。
売出しに係る料金	・なし	・売出しが行われた場合に、売出金額の万分の1に相当する額を課金	・統合日前に売出しの決定が行われた場合は、課金の対象外とします。
合併等に係る料金	・吸収合併等に際して発行する新株式について、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして、新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の6を上場手数料として課金	・吸収合併等が行われた場合に、「吸収合併等に際して発行する株券等の数と交付する自己株式の株券等の数との合計数に、当該吸収合併等の効力発生日の売買立会における当該株券等の最終価格を乗じて得た金額」の万分の2に相当する額を課金	・統合日前に吸収合併等の決議が行われ、効力発生日が統合日以後となる場合は、現行の大証の上場手数料の体系により課金します。

以 上

大証単独上場E T F銘柄の上場関係料金に関する経過措置

項目	大証における現行料金体系	東証における料金体系	経過措置
年間上場料 (年賦課金)	・平均上場口数に応じて算出した年賦課金を課金 ¹	・純資産総額の万分の0.75に相当する額を課金 ・ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5に相当する額に7,500万円を加算した額を課金	・平成28年8月以前を支払期日とする年間上場料は、統合日の直前に大証において適用された年賦課金の額に据え置きます。 ・平成25年8月末日を納入期日とする年間上場料は、同年7月から9月までの期間に対応するものとして月割計算します。
追加上場料 (追加上場時の上場手数料)	・受益権1売買単位につき30円	・追加信託総額 ² の万分の0.75に相当する額を課金	・経過措置は行いません。(統合日より東証における料金体系を適用します。) ・平成25年12月末日を基準とする追加上場料は、同年7月から12月までの期間に対応するものとして月割計算します。

以上

¹ 平成19年3月15日前において上場されているE T Fが対象となっています。同日以後に上場したE T Fについては、東証における料金体系と同様の体系により年賦課金を課金しています。

² 毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、大証における新規上場日現在の純資産総額及び大証に新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなして計算します。

クリアリング機構との清算機関の統合に伴う関連諸制度の整備について

平成 25 年 1 月 30 日

株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 本年 1 月 1 日の株式会社日本取引所グループの発足を受け、当社は、本年 7 月 16 日付で当社上場の先物・オプション取引等（先物・オプション取引及び取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所 FX 取引」という。）をいう。以下同じ。）に係る清算機関の株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）への統合を予定していることを踏まえ、これに伴う当社の関連諸制度に所要の整備を行う。 クリアリング機構との清算機関統合により、先物・オプション取引に係る取引証拠金の一本化及び先物・オプション取引等に係る証拠金・資金決済事務の一元化を実現し、もって投資者及び参加者の資金効率の向上や清算参加者の事務負担の軽減を図ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 同日付で行う当社現物市場の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の現物市場への統合（以下「現物市場統合」という。）に伴う当社の関連諸制度の整備については、「東京証券取引所との現物市場の統合に伴う関連諸制度の整備について（案）」（以下「現物市場統合要綱」という。）を参照。 クリアリング機構は、株式会社日本取引所グループが約 92% の株式を保有する子会社である。
II 概要		
1 清算機関の指定	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、当社上場の先物・オプション取引等に係る金融商品取引清算機関として、クリアリング機構を指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構は、当社上場の先物・オプション取引等を清算対象取引に追加

項 目	内 容	備 考
2 清算資格の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当社の先物・オプション取引等に係る清算資格を廃止する。 クリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を有しない当社の先物・オプション清算参加者には、原則として、クリアリング機構における指数先物等清算資格を付与する。 当社のFX清算参加者には、原則として、クリアリング機構において新設されるFX清算資格を付与する。 上記のクリアリング機構の清算資格を付与する際は、当社の自社清算資格を有する清算参加者に対してはクリアリング機構の自社清算資格を、当社の他社清算資格を有する清算参加者に対してはクリアリング機構の他社清算資格を付与する。この場合において、当該清算参加者においてクリアリング機構の清算資格の維持に係る財務基準を満たしていることを要件とする。 	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社における有価証券の売買等については、すべてクリアリング機構が金融商品債務引受業を行うこととなる。 クリアリング機構の清算対象取引に当社上場の先物・オプション取引等が追加されることから、クリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を有する取引参加者は、引き続き当社上場の先物・オプション取引に係る清算業務を行うことができる。
3 取引参加者制度 (1) 取引参加者の義務	<ul style="list-style-type: none"> 当社の取引参加者は、その有する先物・オプション取引等に係る取引資格の種類に応じて、クリアリング機構の清算資格を取得するか、 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、必要な清算資格の取得又は清算受託契

項目	内 容	備 考						
	<p>クリアリング機構の他社清算参加者との間で、クリアリング機構の定める様式による清算受託契約を締結しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引資格の種類</th><th>クリアリング機構の清算資格の取扱い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先物取引等取引資格</td><td> 指数先物等清算資格の取得 又は 指数先物等他社清算参加者との清算受託契約の締結 </td></tr> <tr> <td>FX取引資格</td><td> FX 清算資格の取得 又は FX 他社清算参加者との清算受託契約の締結 </td></tr> </tbody> </table>	取引資格の種類	クリアリング機構の清算資格の取扱い	先物取引等取引資格	指数先物等清算資格の取得 又は 指数先物等他社清算参加者との清算受託契約の締結	FX取引資格	FX 清算資格の取得 又は FX 他社清算参加者との清算受託契約の締結	<p>約の締結を行わない場合には、取引を行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現物市場統合に伴い、当社の現物取引に係る取引資格は廃止されるため、当社の取引資格は左記の2種類となる（現物市場統合要綱を参照）。
取引資格の種類	クリアリング機構の清算資格の取扱い							
先物取引等取引資格	指数先物等清算資格の取得 又は 指数先物等他社清算参加者との清算受託契約の締結							
FX取引資格	FX 清算資格の取得 又は FX 他社清算参加者との清算受託契約の締結							
(2) 証拠金の管理等	<ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構の清算資格を有しない取引参加者（以下「非清算参加者」という。）は、当該非清算参加者と清算受託契約を締結しているクリアリング機構の他社清算参加者のうちから、有価証券等清算取次ぎの委託先とする者（以下「指定清算参加者」という。）を1社指定しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定清算参加者の指定又は変更は、当社の承認を要する。 						
(3) 取引参加者に対するリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、当社の定めるところにより、顧客及び指定清算参加者との間の証拠金の差入れ・預託等の管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者と顧客及び指定清算参加者との間で行う事務については、現行どおり。 						
	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、取引参加者が当社市場における先物・オプション取引等について財務体力以上の過大なポジションを保有することによるリス 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者が財務体力以上の過大なポジションを保有 						

項 目	内 容	備 考
	<p>クの発生を回避し、市場への影響を未然防止することを目的として、取引参加者に対するリスク管理を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、保有するポジションの管理等に関し適切なリスク管理体制を整備しなければならないこととする。 リスク管理体制とは、保有するポジション若しくは有価証券等の価格の変動、取引の相手方の契約不履行その他の事情により将来発生し得る損失に適切に対応する体制をいう。 当社は、取引参加者に対してポジションの管理に関する社内規程の提出を求めることがある。 	<p>している場合には、急激な価格変動等により損失が発生し、安定的かつ継続的に取引が行えなくなるとともに、破綻又は決済不履行にも繋がるリスクがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、従来から市場運営者として、また、金融商品取引清算機関として、参加者に対するリスク管理を行っているが、清算機関の統合に伴い、清算参加者のリスク管理はクリアリング機構が行うこととする。
(4) 取引参加者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、取引参加者における当社市場の先物・オプション取引等に係るポジションが財務体力に比して著しく過大であると認められる場合又はポジションに関するリスク管理体制が当社の市場の運営に鑑みて著しく適当でないと認められる場合には、当該取引参加者に対し、その改善のために必要な措置を講じることを求めることがあることとする。 当社は、取引参加者において必要な措置が講じられていないと認められる場合には、先物・オプション取引等の停止又は制限等、必要 	

項 目	内 容	備 考
(5) 取引参加者料金	<p>な措置を行うことができるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> クリアリング機構の清算参加者がクリアリング機構から債務引受停止等の措置を受けた場合は、当社は、当該措置を受けた清算参加者である取引参加者又は当該措置を受けた清算参加者を指定清算参加者とする取引参加者に対し、当社の市場における先物・オプション取引等の制限等の必要な措置を行うことができる。 市場管理のために行う有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置（証拠金に関する規制措置を含む。）及び建玉制限等は、引き続き当社が行う。 取引参加者料金のうち、建玉移管手数料を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現物取引に係る清算参加者がクリアリング機構から債務引受停止等の措置を受けた場合と同様の取扱い。 取引管理上の措置に限る。
(6) 取引参加者保証金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、当社に対する債務の履行確保の観点から、取引参加者保証金を当社へ預託しなければならない。 取引参加者保証金の額は、次の合計とする。 ① 取引参加者料金等のうち、当該取引参加者の直前事業年度末における基本料等（現物取引に係るもの）の月額合計の1か月分 	<ul style="list-style-type: none"> 建玉移管手数料は、クリアリング機構において徴収する。 取引参加者料金の具体的な料率体系については、現物市場統合要綱を参照。 取引参加者保証金の額の計算方法等は、東証と同様。

項 目	内 容	備 考
(7) 信認金の預託	<p>② 取引参加者料金等のうち、当該取引参加者の直前事業年度における取引手数料等（現物取引に係るもの及び上記①を除く。）の月間平均の合計額の2か月分</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者保証金は、有価証券による代用を可能とし、年1回、その前年度の実績に基づき各取引参加者の保証金の額の見直しを行うほか、必要に応じて臨時に見直しを行うことができるものとする。 取引参加者保証金の預託に係る事務は、クリアリング機構に委託し、取引参加者はクリアリング機構の口座に差し入れることとする。 信認金の預託先は、現行どおり当社とする。 信認金の預託に係る事務は、クリアリング機構に委託し、取引参加者はクリアリング機構の口座に差し入れることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代用有価証券の範囲、時価及び掛目等については、当社が定めるところによる。 信認金の額は、300万円。 代用有価証券の範囲、時価及び掛目等については、当社が定めるところによる。
3 清算・決済制度		
(1) 先物・オプション取引等の決済	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、当社の市場において成立した先物・オプション取引等について、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構との間で決済を行う。 非清算参加者は、当社の市場において成立した先物・オプション取引等について、当社の定めるところにより、指定清算参加者との間で決済を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社及び東証において成立した先物取引に係る値洗差金等及びオプション取引に係る取引代金等は、合算の上、クリアリング機構との間で授受する。
(2) 取引証拠金等	取引証拠金の預託先は、クリアリング機構とする。	

項 目	内 容	備 考
(3) 清算参加者に対する リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 先物・オプション取引に係る取引証拠金所要額は、現行どおり SPAN® (Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法) 方式により計算するものとする。 取引所 FX 取引に係る証拠金所要額は、当社における現行の方式により計算するものとする。 先物・オプション取引等に係る取引証拠金の預託期限、預託方法、代用有価証券の範囲その他取引証拠金の預託に関する事項は、クリアリング機構の定めるところによるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 証拠金所要額の計算において当社及び東証上場の先物・オプションの建玉を合算して計算を行うことにより、取引証拠金の預託・返戻が一本化される。 取引所 FX 取引に係る取引証拠金の預託期限、預託方法、代用有価証券の範囲その他取引証拠金の預託に関する事項は、当社の現行どおりの方法を踏襲する。
(4) 決済履行保証制度	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関の統合に伴い、清算参加者のリスク管理はクリアリング機構が行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社とクリアリング機構の間で、取引参加者と清算参加者のリスク管理に関して必要な情報の共有等の連携を図ることとする。

項 目	内 容	備 考
5 清算参加者料金	<ul style="list-style-type: none"> 当社の先物取引等違約損失準備金は、クリアリング機構における先物・オプション取引に係る損失補償スキームにおいて充当する。 当社の先物・オプション取引等に係る清算手数料等の清算参加者料金については、クリアリング機構の定めるところによるものとし、クリアリング機構が徴収する。 	<p>(案)」(以下「クリアリング機構の統合後の制度概要」という。) 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 9 月末時点の先物取引等違約損失準備金の額は、約 7,011 百万円。 清算参加者料金の具体的な料率体系については、クリアリング機構の統合後の制度概要参照。 当社の先物・オプション取引等に係る清算手数料及び FX 清算資格に係る固定手数料については、当社が収納事務を代行する。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> 先物・オプション取引口座設定約諾書について、東証の同約諾書と統一化することとし、所要の改正を行う。 取引所 FX 取引口座設定約諾書について、所要の改正を行う。 その他所要の改正及び文言の修正を行う。 移行に伴う所要の措置を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座設定約諾書の改正に伴う差替え等の方法等については、別途通知する。

項 目	内 容	備 考
III 実施時期	<ul style="list-style-type: none">平成 25 年 7 月 16 日とする。	以 上



JPX ワーキング・ペーパー『人工市場シミュレーションを用いた取引市場間におけるティックサイズと取引量の関係分析』を公表しました

2013年1月30日
株式会社日本取引所グループ
東京大学大学院工学系研究科

株式会社日本取引所グループは、JPX ワーキング・ペーパー『人工市場シミュレーションを用いた取引市場間におけるティックサイズと取引量の関係分析』を公表しましたので、お知らせいたします。

株式会社東京証券取引所と国立大学法人東京大学は、金融商品取引市場の安定化・効率化のためのデータ解析技術やシミュレーション技術の開発を目的とした共同研究を、昨年12月から進めております。今般、公表するワーキング・ペーパーは、東京大学と東京証券取引所の共同研究の成果の一環として公表するものです。

本共同研究における成果については、金融商品取引市場の発展に活用されるべく、ワーキング・ペーパー等による公表を予定しているほか、経済実務の現場と工学技術の研究開発の融合(経工連携)への取り組みとして、様々な形で社会に情報発信していくことを予定しております。

なお、JPX ワーキング・ペーパーは、株式会社日本取引所グループ及びその子会社・関連会社（以下「日本取引所グループ等」という。）の役職員及び外部研究者による調査・研究の成果を取りまとめたものであり、学会、研究機関、市場関係者他、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図しております。掲載されているペーパーの内容や意見は筆者ら個人に属し、日本取引所グループ等及び筆者らが所属する組織の公式見解を示すものではありません。

(参考) 2012年12月10日プレスリリース

『東京証券取引所と東京大学は「金融商品市場の安定化・効率化に向けた情報技術の研究」に関する共同研究を開始します』

http://www.tse.or.jp/news/31/20121210_a.html

■ 本件に係るお問合せ先

株式会社日本取引所グループ

総合企画部 調査グループ

(電話) 03-3666-1361 (代表)

国立大学法人 東京大学

大学院工学系研究科 システム創成学専攻

准教授 和泉 潔 (いづみ きよし)

(電話) 03-5841-1867 または 03-5841-6960

人工市場シミュレーションを用いた 取引市場間におけるティックサイズと取引量の関係性分析

水田 孝信 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

東京大学大学院工学系研究科

和泉 潔 東京大学大学院工学系研究科

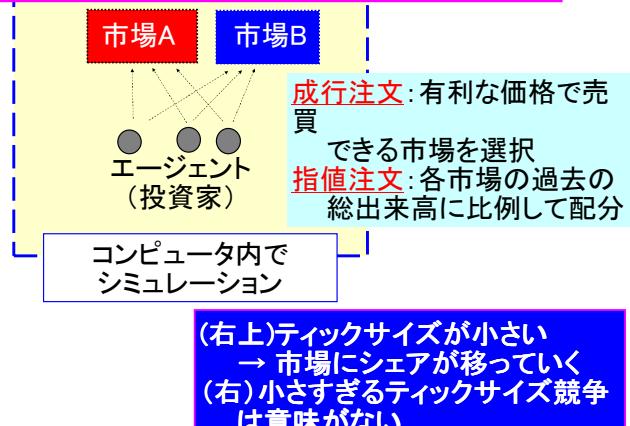
JST さきがけ

早川 聰 株式会社東京証券取引所派生商品部

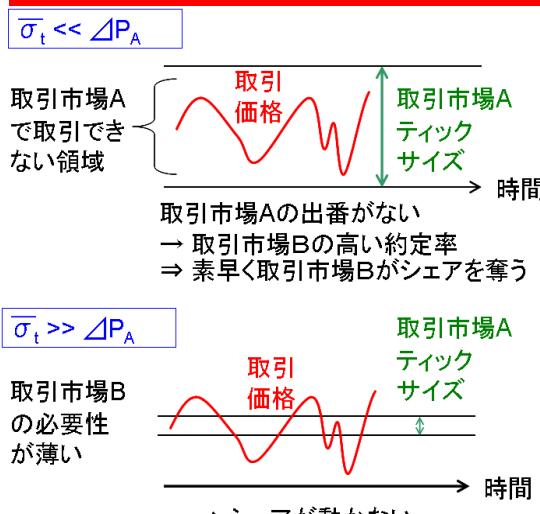
吉村 忍 東京大学大学院工学系研究科

人工市場シミュレーション

ティックサイズのみ異なる市場A、Bで
どのように出来高シェアが移り変わるかを分析

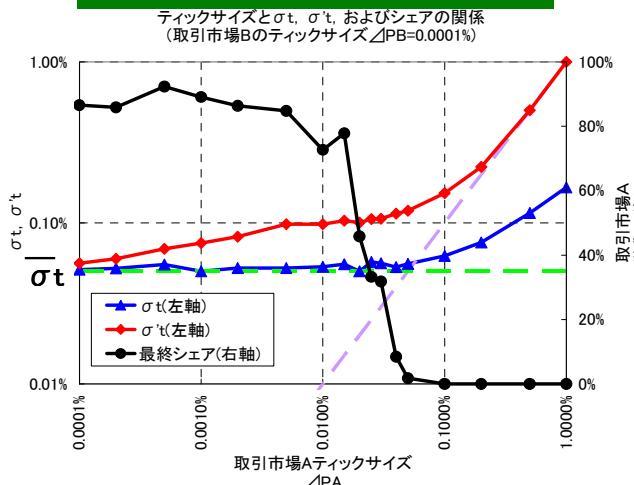


ティックサイズと短期ボラティリティ



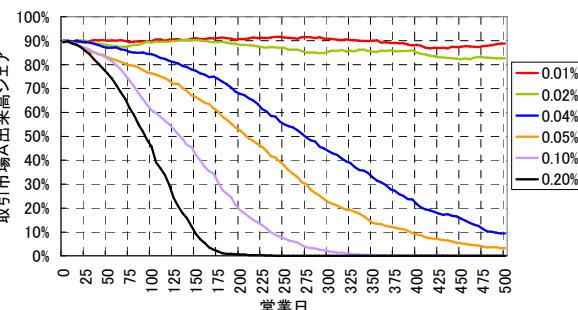
シミュレーション

ティックサイズ ΔP と σ_t , σ'^t , およびシェアの関係
(取引市場Bのティックサイズ $\Delta P_B = 0.0001\%$)

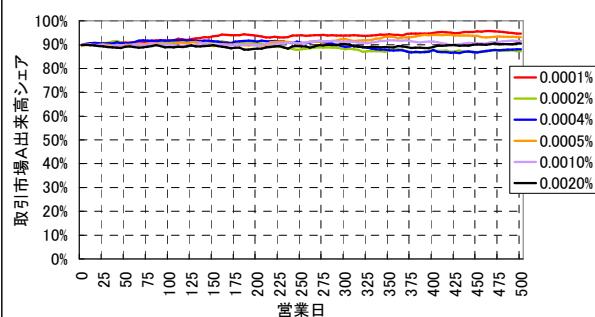


出来高シェアの推移

出来高シェア推移(取引市場A)
取引市場Bのティックサイズ $\Delta P_B = 0.01\%$ の場合



出来高シェア推移(取引市場A)
取引市場Bのティックサイズ $\Delta P_B = 0.0001\%$ の場合

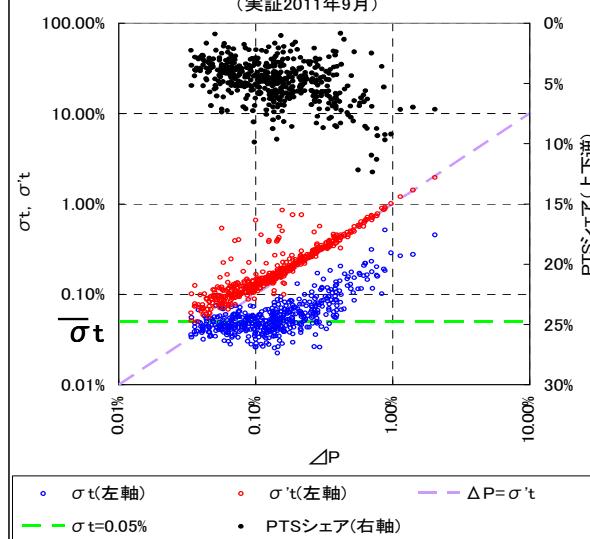


取引量シェアが移り変わらない条件

- (1) ティックサイズ ΔP が他市場のものより小さい
または
- (2) ティックサイズ ΔP が
“あるべき”短期ボラティリティ σ_t より小さい

実際の市場データ

ティックサイズ ΔP と σ_t , σ'^t , およびPTSシェアの関係
(実証2011年9月)



$\Delta P > \bar{\sigma}_t$: 短期ボラティリティ (σ_t , σ'^t)
→ ティックサイズ ΔP に依存

$\Delta P \ll \bar{\sigma}_t$: σ_t , σ'^t が一定
→ ΔP に依存しない

本稿に示されている内容は、筆者ら個人に属し、株式会社日本取引所グループ及びその子会社・関連会社、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及び著者らが所属する組織の公式見解を示すものではありません。また、ありうべき誤りは、すべて筆者個人に属します。

JPX WORKING PAPER

JPXワーキング・ペーパー

人工市場シミュレーションを用いた
取引市場間におけるティックサイズと取引量の関係性分析

水田 孝信
早川 聰
和泉 潔
吉村 忍

2013年1月30日

Vol. 02

人工市場シミュレーションを用いた 取引市場間におけるティックサイズと取引量の関係性分析*

水田 孝信[#], 早川 聰[§], 和泉 潔^{||}, 吉村 忍[‡]

2013年1月30日

概要

本研究では、人工市場モデルを用いたシミュレーションを行い、ティックサイズ（呼値の刻み、注文価格の最小単位）と初期の出来高（売買取引の数量）シェアのみが異なる2つの取引市場がある場合に、どのようにシェアが移り変わるかを分析した。その結果、ティックサイズが十分小さいときの1ティックごとの騰落率の標準偏差、 $\bar{\sigma}_t$ よりも大きいティックサイズを採用している取引市場は、ティックサイズがより小さい取引市場が現れた場合にシェアが奪われることが明らかになった。そして、ティックサイズが $\bar{\sigma}_t$ より十分小さければ、どんなに小さなティックサイズを採用する取引市場が出現してもシェアを奪われないことが分かった。また、簡単な実証分析も行いシミュレーション結果との比較も行った。これらの分析は、そもそも取引市場が導入すべきティックサイズはどれくらいなのかという議論につながる有意義なものであると考えられる。

(注)当ページはワーキング・ペーパーの概要です。本編はホームページをご参照ください。

<http://www.tse.or.jp/about/seisaku/wp/index.html>

* 本稿に示されている内容は、筆者ら個人に属し、株式会社日本取引所グループ及びその子会社・関連会社、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及び著者らが所属する組織の公式見解を示すものではありません。また、ありうべき誤りは、すべて筆者個人に属します。連絡先：水田 孝信 (mizutata@gmail.com)

† スパークス・アセット・マネジメント株式会社

‡ 東京大学大学院工学系研究科

§ 株式会社東京証券取引所派生商品部

|| 独立行政法人科学技術振興機構 CREST, さきがけ